四　請求者が６０歳未満の祖父又は祖母である場合においては、その者が障害の状態にあることを認めることができる医師又は歯科医師の診断書及び生活資料を得ることができないことを認めることができる市町村長又は福祉事務所の長の証明書

3　第１項の請求書の提出は、同順位者が２人以上ある場合は、その中から全員のために請求を行う者１人を選定して行わなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

4　被選定人が第１項の請求をするときは、対馬丸遭難学童遺族特別支出金請求の同意書（様式第２号）を添付して行わなければならない。

第９　請求期限

1　特別支出金に関する請求は、昭和５３年１月３１日までに行わなければならない。ただし、第５の４に規定する場合及び天災その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合は、昭和５３年１月３１日まで、請求を行うことができる。

2　前項の期間内に請求がなかったときは、特別支出金を支給しない。

第１０　特別支出金の支給決定

1　特別支出金の支給は、特別支出金を受けようとする者の請求により、沖縄県知事が、沖縄開発庁長官の承認を得て、決定する。

2　沖縄県知事は、前項の決定を行ったときは、請求者の居住地の市町村長を経由して請求者が沖縄県以外の地域に居住する場合を除く。）、請求者（被選定人が選定されているときは、被選定人。以下第１１条において同じ。）に通知するものとする。

第１１　特別支出金受給に係る届出

特別支出金の請求をした者が次の各号のいずれかに該当したときは、請求者又はその相続人は、すみやかに、請求の経由機関を経由して、沖縄県知事に届け出なければならない。

一　第４に規定する条件に該当しなくなったとき。

二　第５の５の一から四までのいずれかに該当したとき。

三　禁こ以上の刑に処せられたとき。

四　住所又は氏名を変更したとき。

第１２　特別支出金受給に関する調査

1　沖縄開発庁長官又は沖縄県知事は、特別支出金の支給に関し、必要があるときは、特別支出金を受けようとする者又は特別支出金を受けた者に関し、調査を行うことができる。

2　前項の場合において、正当な理由がなく前項の調査に応じない者に対しては、特別支出金を支給しないことができる。

第１３　特別支出金の支払い

特別支出金の支払は、国の会計事務を取り扱うこととされた沖縄県の吏員が行うものとする。

第１４　細則等

この要綱に定めるもののほか、特別支出金の請求の手続その他特別支出金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第１５　適用

この要綱は、昭和５２年１０月１日から適用する。

2　援護業務に関する新聞記事（抄）



1．援護業務の変遷

恩給調査

十五日迄に提出

既報＝民政府では、セアー軍政官の指示により目下恩給受給権をもつ者の調査を行つているが　左記該当者は来る十五日までに市町村長関係官庁を通じて民政府官房に提出するよう注意している

△ぐんじん関係の恩給は除外△恩給(得権ある者と一九四五年八月十五日迄に請求権を生じた者△一時金の恩給者は除外△元警察官吏は警察部で別に調査中

1950年（昭和25年）2月3日うるま新報

恩給受領の手續

軍民両政府で研究

きのう行われた知事、沖縄軍政官定例會見で知事から、ロスゲフ軍政官に対しさきに國際調査事務講習に日本へ出張した民政府官房統計課山里事務官談によれば日本政府では沖縄人関係への恩給支拂いも既に用意しているが支拂停滯の理由は送金手続きが未だ決定しないためだと云つているが早急にこれが手續方法を決めて貰いたいと具申したところロスゲフ軍政官は軍でも目下手續を研究中であり知事の方でも手續き方法を研究して呉れてほしいと回答した、なお郵政関でも恩給受領について交渉を進めている

1950年（昭和25年）8月1日うるま新報

遺家族・戦傷病者

日本政府が援護調査へ

【東京五日共同】厚生省では五日の閣議で遺家族および戦傷病者の援護調査費として本年度補正予算から約一オク圓を支出することに決定したので戦争犠牲者の詳細な調査を行い、これにもとづいて必要な経費を来年度予算に計上して援護的な援助を行うことになつた、戦没者遺家族は現在全国で約百七十万世帯に及び戦傷病者は約十七万人と見込まれるがこれらの援護は敗戦直後禁止された、恩給法は元軍人だけ除外され、また遺家族ふ助の名目では援護の計上が出来なかつたものである、援護の具体的なものとしては元軍人としてではなく国家公務員という形の陰秘的ではなく平等な恩給の復活に現在なお生存している元軍人のそう者収容、遺骨の収拾なども計画されている

1951年（昭和26年）10月7日琉球新報

PU　1946年7月13日第3種郵便物認可　第1129号　日刊

琉球新報

発行所
琉球新報社
沖縄那覇市3区15組
電話那覇 905・306

医薬品卸小賣
沖縄藥貿
電話四五八番
那覇市役所通り　平良商会向

南方連絡事務局

設置法案衆院に提出

七月一日開設

諸給與など懸案解決期待

【東京五日共同】政府は琉球諸島に連絡事務所を設置するため五日南方連絡事務局設置法案を衆院に提出した、同法案の骨子つぎの通り

一、南方連絡事務局を総理府の外局として内閣に置く
一、事務局は二十人内外の各省関係事務官をもつて構成する
一、連絡事務所は連絡事務局の出先機関として沖縄（那覇）におき、奄美大島（名瀬）小笠原（未定）には出張所をおく
一、連絡事務所は所長以下二十四名とする
一、事務所開設は七月一日とする

なお連絡事務所は現地米軍機関との連絡を行い、現地政府機関とは直接折衝はやらない、その主な連絡事項は

一、渡航、貿易の証明
一、恩給、給與、債務などの各種懸案の事務処理
一、教育、文化の交流などである

南西諸島にも適用

戦病没者遺族援護法

援護局長が取扱の覚書発送

【東京支局発】厚生省援護局長から各関係官庁へ保留解除につき通達することになっているが、次の通り伊豆諸島および小笠原諸島に関する取扱いについて日本政府引揚援護庁と協議の結果、左の覚書を発送することとなった。

記

一、年金の請求について

（一）年金の請求については、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「法」という）第二十九条第一項に規定する年金を受ける権利を有する者が、法第八十九条第一項の規定により、同

54. 2/16 学年

援護事務をスムースに

政府・市町村に初の補助

社会局援護課では市町村における援護事務を迅速に処理していこうと、補正予算計上によつて各市町村に援護事務所係職員を設置することになつていたが、このほど初の政府補助として総計六十八万円を交付、三月から実施することになつた。

これは五四年度、三月から六月までの四カ月分で、所係職員の俸給に対する補助額は三千四百円ベースの六割。すなわち一人当り二千円を政府補助、一千四百円を市町村が負担するわけ。

1954年（昭和29年）2月16日琉球新報

沖縄も本土なみに

遺家族と留守家族の援護法適用

【東京総局発】未帰還者留守家族等援護法が昨年の八月交付され、日本の地各既に執行されているが、このほど厚生省と琉球民政府との間に了解がつき、沖縄の未帰還者留守宅にも同法が適用されることに決定し厚生省引揚援護局では同法の執行を推し進めているが、それに先立ち引揚援護局では官田千秋、森山長久雄、廣森明一の三厚生事務官を派遣、同法の執行の事務指導に当ることになつた。

なお一行は沖縄出発丸で千けられ、さかのぼつて支給されるわけだが、六体十月頃に日頃帰着の予定。

る仕組になつている。この法律の適用者はほゞ二千に及ぶのではないかと見ており、財政が殆い次第支給するわけだが、六体十月頃になるだろう。

官田事務官は今度沖縄に執行される援護法は二、三の特例が設

1954年（昭和29年）9月3日琉球新報